

第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画 (素案)

青 森 県

令和 3 年 月

目 次

第1章	計画策定の趣旨概要
1	計画策定の趣旨
2	計画の基本方針と期間計画の位置付け
3	計画の位置付け計画の期間
4	計画の基本理念
5	計画の基本方針
6	計画の進行管理計画推進に向けた連携
7	計画推進に向けた連携計画の進行管理
第2章	子どもの貧困に関する指標
第3章	計画の推進のために取り組む施策
	施策体系
I	教育の支援
II	生活の安定に資するための支援
III	保護者に対する職業生活の安定と向上に資する ための就労の支援
IV	経済的支援
V	新型コロナウイルス感染症等の影響による支援
<事業編>		
	青森県子どもの貧困対策推進計画関連事業一覧
<資料編>		
1	全国の子どもの貧困率
2	青森県の子どもを取り巻く現状

本計画における「子ども」の表記について

本計画では、原則として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（「子ども」）を用いています。「子供の貧困対策に関する大綱」や各種施策においては「子供」を用いており、その場合は正式表記で記載しています。（特に意味が異なるものではありません。）

第1章 計画策定の趣旨概要

1 計画策定の趣旨

~~我が国の子どもの貧困率は、近年上昇傾向にあり、平成24年は16.3%とこれまでの調査において最も高い数値となっています。なかでも、大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%と大人が2人以上いる世帯を大きく上回っています。~~

~~また、貧困世帯で育った子どもが、医療、学習、進学などの面で不利な状況に置かれることで、その将来も貧困状態から抜け出せないなど、子どもたちの将来が生まれ育った家庭の事情によって左右されてしまう傾向にあることが指摘されています。~~

~~こうしたことから、国においては、貧困が世代を超えて連鎖することで、子どもたちの将来が閉ざされてしまうことのないよう、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行しました。~~

~~さらに、平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。~~

~~これらを踏まえ、困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、本県の貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「青森県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定します。~~

子どもの貧困は、世代を超えた連鎖を生み、生まれ育った環境により、その将来が左右されてしまう場合が少なくないと言われています。

本県においては、子どもたちが貧困の連鎖によって将来が閉ざされることがないようにするため、平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）及び平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、平成28年3月に「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、本県の貧困対策を総合的に推進してきたところです。

しかしながら、平成30年国民生活基礎調査の結果によると、我が国の子どもの貧困率は13.5%であり、7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われています。

また、平成30年度に実施した「青森県子どもの生活実態調査」の結果では、県内における困窮家庭の割合は13.2%であり、子どもの貧困は、生活状況や成育環境などの様々な問題が要因となっていることが確認されています。

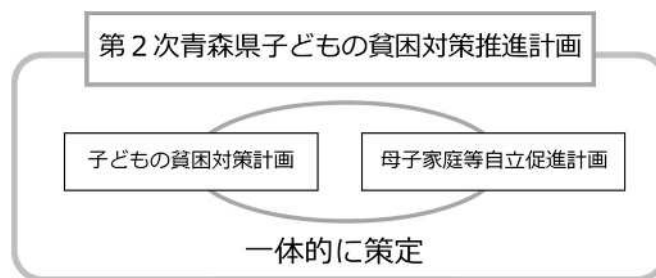
こうした中、国では、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年11月に新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

これらの状況を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条に定める都道府県計画として策定するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める都道府県が策定する母子家庭等の自立促進計画と一

体的に策定します。



3 計画の期間

計画の期間は、本県の子どもを取り巻く社会環境の変化への対応—及び大綱の見直しの期間が概ね5年間となっていることからを踏まえ、平成28—令和3年度から32—7年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進します。

2-5 計画の基本方針と期間

~~法では、都道府県が策定する子どもの貧困対策についての計画は、大綱を勘案して定めるよう努めることとされていることから、大綱に示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点項目を基本方針として具体的な施策を体系化します。~~

~~また、本県における子どもの貧困に関する指標を設定し、関連施策の実施状況の効果等の検証・評価を行います。~~

~~計画の期間は、本県の子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直しの期間が概ね5年間となっていることから、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とします。~~

計画策定にあたっては、大綱に示されている4つの重点項目「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」に、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つの重点項目を基本方針とし、具体的な施策を体系化します。

また、本県における子どもの貧困に関する指標を設定し、関連施策の実施状況の効果等の検証・評価を行います。

なお、策定にあたっては、大綱及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえたものとするとともに、「青森県子どもの生活実態調査（平成30年度実施）」及び「青森県親子等生活実態調査（令和元年度実施）」

の結果を反映したものとします。

大綱の策定目的

- 貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指していく必要がある。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

青森県子どもの貧困対策等推進委員会の意見

平成30年度に実施した「青森県子どもの生活実態調査」の結果において、子どもの貧困は、生活状況や成育環境などの様々な問題が要因となっていることが確認された。



- SOSを出せない子ども・家庭を支援するため、地域で気づき、受け止められるような連携が必要
- 生活の困窮や貧困の連鎖を防止するため、次世代育成や子育て支援の施策をはじめ、総合的な施策の推進が必要

計画の基本方針

教育の支援

青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、**学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。**

生活の安定に資するための支援

~~貧困状態にある子どもは、困窮家庭の子どもや保護者は~~**貧困の状況にある子どもや家庭は、**貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。

~~子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。~~

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、SOSを出せない子どもや家庭を支援するため、相談支援につなげる子どもの居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組みます。

また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です**施策に取り組みます。**

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。

~~さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。~~

保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。

また、ひとり親家庭では、**保護者の就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るためり、不安定な就労形態にある家庭が多いなど場合が多く、その改善のため、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援が必要です。施策に取り組みます。**

経済的支援

生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の平
支えとしてを安定させる観点から重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく
ための支援に必要とあります。様々な支援を組み合わせることで世帯の生活の基盤を維持してい
けるよう支援施策に取り組めます。

また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な
場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十
分な周知を図る必要とあります。ほか、養育費の確保の推進に取り組めます。

新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

ひとり親家庭等の困窮家庭においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のような
状況下においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機
的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組めます。

3 計画の位置付け

この計画は、法第9条に定める都道府県計画として策定するとともに、母子及び父子
並びに寡婦福祉法第12条で定める都道府県が策定する母子家庭等の自立促進計画と一
体的に策定します。

4 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

また、計画期間が終了する前に、計画に定めた施策について評価を行うこととします。

5-6 計画推進に向けた連携

この計画は、県が子どもの貧困対策を推進する上での基本的な方向性を示すものですが、
計画の推進に当たっては、県だけではなく、国の機関や、市町村、企業やNPOなどの多様
な主体と連携して取り組んでいく民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に
支援に参画し、連携していく必要があります。

貧困世帯だけの問題ではなく、社会全体の損失につながるという考え方に立って、社会
全体で子どもの最善の利益のために取り組んでいくことが重要との認識の下、なお、国で
は、子どもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題
であるという認識の下、「子供の未来応援国民運動」を展開し、行政だけではなく民間の
企業や団体とも連携した取組を進めています。

本県における子どもの貧困対策の推進に当たっても、県は国と協力し市町村と役割を適
切に分担するとともに、県を始めとした行政の総合的な支援と企業やNPOなどの民間の主

~~体による支援が相互に補完しあい、相乗的な効果を生むよう互いに連携しながら施策を推進していきます。~~

(1) 県の役割

関係部局が連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

市町村による子どもの貧困対策推進計画の策定を促すとともに、効果的な取組の広域展開が進むよう支援していきます。

(2) 市町村の役割

市町村による計画の策定が努力義務化されたことを踏まえ、地域の実情を踏まえた計画を策定するとともに、民間団体、地域住民、教育機関等と連携し、子どもの貧困対策が推進されるよう、適切な支援を行う必要があります。

(3) 地域の役割

困窮家庭の子どもや保護者が地域から孤立することのないよう、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持つことが必要です。

7 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、県に設置している「青森県子どもの貧困対策等推進委員会」においてP D C Aサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、計画期間が終了する前に、計画に定めた施策について評価を行うこととします。

第2章 子どもの貧困に関する指標

計画の着実な推進を図るため、本県における子どもの貧困対策の現状を把握できる以下の2-3-25指標を設定し、施策の実施状況や効果等の検証を行っていきます。

県内における困窮家庭の割合は、13.2%（H30 青森県子どもの生活実態調査）となっています。各指標については、計画に掲げた施策の効果により、その現状値が改善される、困窮家庭の割合が減少していくことを目指します。

No.	指 標	現状値	出典
1	子どもの貧困対策計画を策定している市町村数	14市町村 (R2)	青森県こどもみらい課調べ
2	母子家庭等自立促進計画を策定している市数	1市 (R2)	青森県こどもみらい課調べ
3	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	94.2% (H31)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
4	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	2.6% (H31)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
5	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	27.0% (H31)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
6	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	91.7% (R元)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
7	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	5.0% (R元)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
8	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園等)	母子世帯94.8% 父子世帯87.1% (R元)	青森県親子等生活実態調査
9	ひとり親家庭の子どもの進学率(中学校卒業後)	95.4% (R元)	青森県親子等生活実態調査
10	ひとり親家庭の子どもの進学率(高等学校等卒業後)	42.9% (R元)	青森県親子等生活実態調査
11	全世帯の子供の高等学校中退率	1.1% (H30)	文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
12	スクールソーシャルワーカーの配置人数	30人 (R元)	教育庁学校教育課
13	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	50.0% (H30)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	15.0% (H30)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
15	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27.5% (H30)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
16	過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験(全世帯)	4.5% (H30)	青森県子どもの生活実態調査
17	過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験(全世帯)	17.4% (H30)	青森県子どもの生活実態調査
18	困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(困窮家庭)	11.0% (H30)	青森県子どもの生活実態調査
19	困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(ひとり親家庭)	母子世帯10.8% 父子世帯22.2% (R元)	青森県親子等生活実態調査
20	県内の子どもの居場所登録数	30か所 (R2)	青森県社会福祉協議会「みんなの居場所」登録団体のうち対象者に子どもが含まれる活動を実施している団体数
21	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯93.1% 父子世帯96.1% (R元)	青森県親子等生活実態調査
22	被用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合	母子世帯55.0% 父子世帯90.4% (R元)	青森県親子等生活実態調査
23	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合	母子世帯45.4% 父子世帯25.1% (R元)	青森県親子等生活実態調査
24	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯73.8% 父子世帯94.3% (R元)	青森県親子等生活実態調査
25	ひとり親家庭に対する青森県母子家庭等就業・自立センター事業周知度	48.3% (R元)	青森県親子等生活実態調査

第3章 計画の推進のために取り組む施策

施策体系

I 教育の支援	1 学校をプラットフォームとした総合的な支援 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) 学校教育による学力保障
		(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
		(3) 地域による学習支援
		(4)(3) 高等学校等における就修学継続のための支援
	2 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の負担の軽減と質の向上	
	3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階の就学支援の充実
		(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
(3) 特別支援教育に関する支援の充実		
4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
	(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	
5 生活困窮世帯等への学習支援 特に配慮を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設等の子どもの学習・進学支援	
	(2) 特別支援教育に関する支援の充実	
	(3) 外国人児童生徒等への支援	
6 地域における学習支援等	(1) 地域学校協働活動における学習支援等	
	(2) 生活困窮世帯等への学習支援	
67 その他の教育支援	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保	
	(2) 多様な体験活動の機会の提供	
	(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実	
II 生活の安定に資するための支援	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
		(2) 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
	1.2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援
		(2) 保育等の確保
		(3) 保護者の健康確保
		(4) 母子生活支援施設等の活用
	2.3 子どもの生活支援	(1) 児童養護施設等の退所児童等 社会的養護が必要な子どもへの支援
		(2) 食育の推進に関する支援
		(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	3.4 子どもの就労支援	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退入所児童等に対する就労支援
		(2) 親の支援のない子ども等への就労支援
		(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援
		(4)(2) 高校中退者等への就労支援
		(3) 子どもの社会的自立の確立のための支援
	4-関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	(1) 関係機関の連携
	5-支援する人員の確保等	(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
		(2) 相談職員の資質向上
6-その他の生活支援	(1) 妊娠期からの切れ目のない支援等	
	(2) 住宅支援	
5 住宅に関する支援		
6 児童養護施設退所者等に関する支援	(1) 家庭への復帰支援	
	(2) 退所後の相談支援	
7 支援体制の強化	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化	
	(2) 市町村等の体制強化	
	(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	
	(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	
	(5) 相談職員の資質向上	

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 親の就労支援
	(2) 親の学び直しの支援
	(3) 就労機会の確保
	(4) 保育等の確保
Ⅳ 経済的支援	(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
	(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
	(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
	(4) 教育扶助
	(5)(4) 生活保護世帯の子どもへの進学時の支援 教育支援
	(5) 教育費負担の軽減
	(6) 医療費の助成
(6)(7) 養育費の確保に関する支援	
Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援	

< I 教育の支援 >

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

(1) 学校教育による学力保障

ア 少人数の指導や習熟度別指導、放課後補習など等を行うため、教職員等の指導体制の充実を図り、きめ細かな指導を推進します。

イ 現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めるため、研修における関連講習、校内研修等を促進します。

(2) 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

~~ア 教育事務所及び県立学校へのスクールソーシャルワーカーの効果的な配置を図ります。~~

~~イ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。~~

ア いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを公立学校に配置・派遣し、教育相談体制構築の充実を図ります。

イ いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取り巻く環境からその状況の改善を図ることを目的として、スクールソーシャルワーカーを公立学校に配置・派遣し、学校や家庭と関係機関等とのネットワーク構築の充実を図ります。

ウ 私立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用の取組を支援します。

~~エ スクールソーシャルワーカーと生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、~~

~~市町村要保護児童対策地域協議会など等や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図ります。~~

~~オ 市町村におけるスクールカウンセラーの配置を支援します。~~

オエ スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対して、情報提供や助言など必要な支援をします。

~~(3) 地域による学習支援~~

~~ア 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。~~

~~イ 今後の国の制度を踏まえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に適切に対応します。~~

(4) (3) 高等学校等における就修学継続のための支援

ア 学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための取組を推進します。
~~するとともに、生徒が抱える課題問題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進します。~~
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、適切に支援します。

イ 高等学校等を中途退学した者等について、学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図ります。

ウ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（~~最長2年間~~**高等学校全日制で最長1年間、定時制及び通信制で最長2年間**）、継続して**高等学校等就学支援金相当授業料等に**応じた額を支給します。

エ 各学校段階を通じた体系的キャリア教育の充実を図ります。

2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

~~ア 今後の国の制度を踏まえ、幼児教育の無償化等に関する適切な情報提供に努めます。~~

~~イ 幼稚園・保育所・認定こども園等における利用者負担の軽減に努めます。~~

ア 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた**幼児教育・保育・子育て支援の質の向上を推進します。**

イ 「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等により幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。

ウウ 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進します。

エ 家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対し、情報提供や助言など必要な支援をします。

3 就学支援の充実

(1) 義務教育段階の就学支援の充実

ア 経済的な理由によって就学が困難な**児童**生徒の保護者に対し必要な援助を行うよ

う市町村に働きかけるとともに、県立学校において就学援助を実施します。また、就学援助が必要な家庭に情報が届くよう、各市町村に対しきめ細やかな周知・広報等の取組を促します。

~~イ 子どもの貧困問題に対する教職員の理解推進のための研修を促進します。~~

イ 各市町村に対し、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施を促します。

~~ウ 家庭における学習支援を推進します。~~

~~エ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。(再掲：I-1-(2)イ)~~

(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減

ア 低所得世帯の生徒の保護者等に対して、奨学のための給付金を給付するほか、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう対象となる生徒に高等学校等就学支援金を支給します。

イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付を行います。

ウ 県立高等学校の授業料等の減免により、生徒の修学を支援します。

エ 私立高等学校等が行う授業料減免等への補助を行います。

オ (公財)青森県育英奨学会による奨学金貸与事業の適切な運用を図ります。

~~(3) 特別支援教育に関する支援の充実~~

~~障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給します。~~

4 大学等進学に対する教育機会の提供

(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

ア (公財)青森県育英奨学会による奨学金貸与事業(大学入学時奨学金、大学奨学金)の適切な運用を図ります。(再掲：I-3-(2)オ)

イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付を行います。(再掲：I-3-(2)イ)

ウ 児童養護施設等(※)に入所している子ども等の大学等への進学を促進します。

※ 児童養護施設等に含まれる施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親

エ 医師修学資金、看護師等修学資金、介護福祉士等修学資金、保育士修学資金等の貸付により修学を支援します。

(2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

青森県立保健大学や青森県営農大学の授業料等の減免により、学生の修学を支援します。

5 生活困窮世帯等への学習支援特に配慮を要する子どもへの支援

~~ア 生活困窮者世帯の子ども及び児童養護施設等に入所している子ども等に対する学習支援を推進します。~~

~~イ 市町村が実施するひとり親家庭の子どもに対する学習支援のための事業を支援します。~~

~~ウ 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。(再掲I-1-(3)ア)~~

~~エ 生活困窮者世帯の子どもが安心して就職や進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。~~

(1) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

ア 児童養護施設等で暮らす子どもに対し、入所中における学習支援の充実を図ります。

イ 大学等進学の際に要する経費への補助や進学後の生活費の貸付等により修学を支援します。

(2) 特別支援教育に関する支援の充実

障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給します。

(3) 外国人児童生徒等への支援

就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進めます。

6 地域における学習支援等

(1) 地域学校協働活動における学習支援等

~~ア 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。~~

~~イ 今後の国の制度を踏まえ、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に適切に対応します。~~

ホア 地域と学校が連携・協働し、多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施する市町村を支援します。

ホイ 学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置を促進します。

(2) 生活困窮世帯等への学習支援

ア 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。

イ 市町村が実施するひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を支援します。

6-7 その他の教育支援

(1) 子どもの食事・栄養状態の確保

ア 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を実施します。

イ 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図ります。

(2) 多様な体験活動の機会の提供

児童養護施設等の子どもを対象に自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。

(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

ひとり親家庭に対し、福祉事務所において母子・父子自立支援員による相談対応の充実を図ります。

<Ⅱ生活の安定に資するための支援>

1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

(1) 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

市町村における妊産婦健康診査、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて妊産婦等の心身の状況及び養育環境の把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行える体制づくりを支援します。

(2) 特定妊婦など困難を抱えた女性の把握と支援

ア 特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。

イ 女性相談所において、困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行います。

ウ 自らの子どもを養育することを希望する未婚の妊産婦等に対し、母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行います。

4-2 保護者の生活支援

(1) 保護者の自立支援

ア 生活困窮者に対し、自立支援のための包括的な支援を行います。

イ 生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援に努めるとともに、家計に課題のある生活困窮者に対する家計相談支援に努めます。

ウ ひとり親家庭に対し福祉事務所において母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に対する支援を行います。

エ ひとり親家庭等に対し支援施策に関する広報、情報提供を行います。

オ 家事援助、保育等のサービスが必要となったひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣します。

カ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。

(2) 保育等の確保

ア 市町村が実施する次の事業等を支援します。

- ・ひとり親家庭の子どもが保育所等を優先的に利用できるような取扱い
- ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施

イ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後

児童クラブをひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を支援します。

~~(3) 保護者の健康確保~~

- ~~ア ひとり親家庭の親及び子どもの健康保持のため、医療費の助成を継続します。~~
- ~~イ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。(再掲：Ⅱ-1-(1)カ)~~
- ~~ウ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。~~
- ~~エ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもや、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。~~

~~(4) 母子生活支援施設等の活用~~

~~生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。(再掲Ⅱ-1-(1)カ)~~

2.3 子どもの生活支援

(1) 児童養護施設等の退所児童等 **社会的養護が必要な子どもへの支援**

- ~~ア 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。~~
- ~~イ 児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用します。~~
- ~~ウ 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借に際し身元保証人を確保する取組を行います。~~
- ア 「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭と同様の環境で養育されるよう、里親の開拓や里親養育の支援等を行います。**
- イ 家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により施設での養育が必要な子どもについて、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設の小規模化等を推進します。**

(2) 食育の推進に関する支援

- ア 乳幼児健康診査等における栄養指導等の機会を活用した市町村における食育の推進を支援します。**
- イ 児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、子どもに必要な栄養量が確保できるよう、食事の提供や栄養管理について必要な指導等を行います。**
- ウ 家庭や地域、福祉、教育分野と連携し、保育所等における食育の推進を支援しま**

す。

エ 子どもが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関するさまざまな知識や、食について考える習慣などを身につける活動を進めます。

(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

ア 支援を必要とする子どもを適切に相談・支援機関につなぐことができるよう、地域における子どもの居場所づくりを促進します。

アイ 生活困窮世帯の子どもを対象に、居場所づくりを含む学習支援事業に取り組みます。

イウ 市町村が実施する以下の事業等を支援します。（再掲Ⅱ-2-(2)ア）

- ・ひとり親家庭の子どもが保育所等を優先的に利用できるような取扱い
- ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施

ウエ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を支援します。（再掲Ⅱ-2-(2)イ）

3-4 子どもの就労支援

(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退入所児童等に対する就労支援

~~ア ひとり親家庭等就業・生活支援事業によりひとり親家庭の子どもの就労を支援します。~~

~~イ 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。（再掲：Ⅱ-2-(1)ア）~~

ウア 児童養護施設ひとり親家庭の子ども等に対し、資格取得や学び直しの視点も踏まえた就業支援を実施します。

イ 児童養護施設等で暮らす子どもに対し、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援や退所後の生活費等の貸付を行います。

~~(2) 親の支援のない子ども等への就労支援~~

~~ア ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の正規雇用に向けた就職支援を行います。~~

~~イ 児童養護施設等において、退所を控えた子どもに対し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を習得するための支援や自動車運転免許取得に係る費用又は大学等への進学準備に要する費用の助成を行います。~~

~~(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援~~

~~学校、ジョブカフェあおもり、ハローワーク等が連携し、就職を希望する定時制高校に通う生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行います。~~

(4) (2) 高校中退者等への就労支援

ジョブカフェあおもり、ハローワーク、地域若者サポートステーションと学校等が連携し、就職を希望する高校中退者等に対して個々の状況に応じた支援を行います。

(3) 子どもの社会的自立の確立のための支援

ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の正規雇用に向けた就職支援を行います。

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(1) 関係機関の連携

ア 自立相談支援機関と児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者及び教育委員会等が連携して、進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援します。

イ 若年無業者（ニート）、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者やその家族への支援のため、関係機関による連携、民間支援団体の育成等により地域に根ざした支援体制の充実を図ります。

5 支援する人員の確保等

(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

ア 里親及び小規模住居型児童養育事業の拡充と児童養護施設等の小規模化、地域分散化を進めます。

イ 児童養護施設等への家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員の配置を促進します。また、職員の専門性向上のための研修を実施します。

ウ 児童相談所における「里親委託優先の原則」を徹底します。

エ 児童相談所職員等の専門性強化のための研修を実施します。

(2) 相談職員の資質向上

ア 母子・父子自立支援員、生活保護ケースワーカー、就労支援員及び生活困窮者自立支援制度における相談員に対する研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援し職員の資質の向上を図ります。

イ 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するための研修を実施し相談対応の充実を図ります。

6 その他の生活支援

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等

ア 市町村における妊産婦等のニーズに応じて妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを支援します。

イ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。（再掲：Ⅱ-1-(3)ウ）

ウ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもや、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認

~~められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。(再掲：Ⅱ-1-(3)エ)~~

~~(2) 住宅支援~~

5 住宅に関する支援

- ア ひとり親世帯及び多子世帯について、県営住宅への優先入居を行います。
- イ 青森県居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居受け入れに関する民間賃貸住宅の情報提供及び住居に関する相談等の取組を推進しますや居住支援法人が行うセーフティネット住宅等の民間賃貸住宅に関する子育て世帯等への居住支援の取組を推進します。
- ウ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金や転宅資金の貸付を通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。
- エ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

6 児童養護施設退所者等に関する支援

(1) 家庭への復帰支援

児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター等の関係機関と連携して援助等を行います。

(2) 退所等後の相談支援

- ア 児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用します。
- イ 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借に際し身元保証人を確保する取組を行います。

7 支援体制の強化

(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- ア 里親及び小規模住居型児童養育事業の拡充と児童養護施設等の小規模化、地域分散化を進めます。
- イ 児童養護施設等への家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員の配置を促進します。また、職員の専門性向上のための研修を実施します。
- ウ 児童相談所における「里親委託優先の原則」を徹底します。
- エ 児童相談所職員等の専門性強化のための研修を実施します。

(2) 市町村等の体制強化

- ア 市町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援を行います。また、社会生活を円滑に営む上での困難を有す子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するための

体制を強化していきます。

イ 生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、市町村要保護児童対策地域協議会、放課後児童クラブ等とスクールソーシャルワーカー、教育委員会、学校等との連携強化を図ります。

(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進

児童扶養手当の現況届の時期などにおける母子・父子自立支援員の派遣など、集中的な相談体制を整備します。

(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

(5) 相談職員の資質向上

ア 母子・父子自立支援員、生活保護ケースワーカー、就労支援員及び生活困窮者自立支援制度における相談員に対する研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援し職員の資質の向上を図ります。

イ 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するための研修を実施し相談対応の充実を図ります。

<Ⅲ保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

(1) 親の就労支援

ア 児童扶養手当受給者等の個々の家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな支援を行います。

イ ひとり親家庭の親等の就業相談に応じ適切な助言や支援を行うとともに、地域の企業等に対し求人開拓を行うなどの就業促進活動を実施します。

ウ ひとり親家庭の親等の能力開発に資するセミナーや就業支援講習会を開催します。

エ ひとり親家庭の親等の希望する雇用条件を登録し、希望に応じた求人情報を提供する就業支援バンクを設置し、就業情報を提供します。

オ ひとり親家庭の親等に対し、経済的自立に効果的な資格取得に向けた就業の支援を行います。

カ ひとり親家庭の親等の技能習得の支援とその間の生活保障のため、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金及び生活資金の貸付を行います。

キ 職業訓練や国の各種雇用関係助成金（トライアル雇用奨励金等）等の活用による就業支援を行います。

ク 生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援を行います。また、生活保護受給者に対し就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。

(2) 親の学び直しの支援

ア 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、ひとり親家庭の親の学び直しの視

点も踏まえた就業支援を実施します。

イ 生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校等に就学する場合に、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給します。

(3) 就労機会の確保

ア ひとり親家庭の親に対し、個々のニーズに適合した在宅就業などの多様な働き方を支援します。

イ 地域の企業等に対してひとり親家庭の親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や就業の促進に向けた協力要請を推進します。

ウ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、国の施策に準じ、予算の適正な使用に留意し、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めます。

(4) 保育等の確保（再掲：Ⅱ-2-(2)）

ア 市町村が実施する次の事業等を支援します。

- ・ひとり親家庭の子どもが保育所等を優先的に利用できるような取扱い
- ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施

イ 「**新**・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を支援します。

<Ⅳ経済的支援>

(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付

ひとり親家庭の親に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付事務を実施します。

(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進し、ひとり親家庭の親に対する適切な自立支援を実施します。

(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付

ひとり親家庭等に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付事務を実施します。

~~(4) 教育扶助~~

~~生活保護における教育扶助については、義務教育に伴う必要な費用について、学校の長に対して直接支払う仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。~~

~~(5) (4) 生活保護世帯の子どもへの進学時の支援~~ **教育支援**

ア 生活保護における教育扶助については、義務教育に伴う必要な費用について、学

校の長に対して直接支払う仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

子イ 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。

子ウ 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等進学費用にかかる経費、学習塾に要する経費に充てられる場合については、収入として認定しないよう適切に実施します。

(5) 教育費負担の軽減

就学援助、高等学校等就学支援金、奨学のための給付金等の実施により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

(6) 医療費の助成

ひとり親家庭の親及び子どもの健康保持のため、医療費の助成を行う市町村への支援を継続します。

(6)(7) 養育費の確保に関する支援

ア 養育費の支払いや取り決めに関する広報・啓発活動を推進します。

イ 母子家庭等就業・自立センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施します。

ウ 相談体制を充実させるために、母子・父子自立支援員等に対し、養育費の取得手続き等養育費に関する事項や関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施します。

< V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援 >

ひとり親家庭等の困窮家庭においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のような状況下においては、学校の休業措置や保護者の就業環境の悪化等により、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすく、生活環境に特に大きな困難が生じてしまう恐れがあることから、個々の状況に応じた適切な支援を行い、危機的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組みます。